

番号	一 1 1-1
項目	すべての駅のプラットフォームへの可動柵の設置（設置までの間はホームの要員の配置などの対策をとる）や踏切の安全対策、 <u>痴漢被害ゼロの大阪に向けて施策</u> について、事業者から聞き取った整備計画を公表する。
（回答） 痴漢被害対策の施策は特に実施しておりませんが、安まちメールの不審者情報をX（旧ツイッター）に投稿し、注意喚起を行っています。 （下線部について回答）	
担当	淀川区役所 市民協働課 防犯担当 電話：06-6308-9734

番号	一 1 1－2
項目	<u>駅周辺の放置自転車対策、喫煙対策を強化する</u>
(回答) 乗降者数が多く、かつ放置自転車の目立つ駅周辺において、地域団体や鉄道事業者、周辺企業、大阪市建設局、警察等と協働し、放置自転車の撤去や啓発運動を行っております。また、十三、西中島南方・新大阪、三国駅周辺には啓発指導員を配置するなど対策に取り組んでおり、今後も引き続き取り組んでまいります。 (下線部について回答)	
担当	淀川区役所 市民協働課 防犯担当 電話：06-6308-9734

番号	一 1 1-2
項目	<u>駅周辺の放置自転車対策、喫煙対策を強化する</u>
(回答) 現在、令和7年1月を目途に市内全域での路上喫煙禁止をめざして取り組んでおり、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を改正する手続きも進めております。 市内全域での路上喫煙禁止にあたっては、条例を改正した後も、啓発指導や喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の整備など様々な課題がありますので、そういった点について引き続き条例に基づき路上喫煙の防止の推進に関して調査審議している「大阪市路上喫煙対策委員会」でご審議いただくとともに、多くの方々のご理解、ご協力を得ながら取り組んでまいります。 (下線部について回答)	
担当	環境局 事業部 事業管理課（まち美化担当） 電話：06-6630-3228

番号	一 1 1-3
項目	アンダーパスにおける歩行者、自転車の安全対策を強化する。特に木川と宮原、三国方面を結ぶアンダーパス、ならびに区役所跡地の開発に伴い交通量増が想定される淀川通の十三アンダーパスについて、対応を急ぐ。十三アンダーパスについては、区役所跡地施設の開業前から対策を実施する。
(回答) 木川と宮原、三国方面を結ぶ 2 箇所のアンダーパスについて、歩行者、自転車の安全対策の強化を図るために、歩道を拡幅できないか検討しましたが、全体幅員が5. 5mと限られた幅員の中では、歩道を拡幅することは困難な状況です。なお、現在のところ、当該2箇所のアンダーパスを拡幅する計画はございません。 また、十三アンダーパスについては、淀川区役所跡地施設の開業後の歩行者や自転車利用者の通行状況の把握に努めます。	
担当	建設局 道路河川部 道路課(交通安全施策担当) 電話:06-6615-6862 建設局 道路河川部 道路課 電話:06-6615-6782

番号	一 2 2－1
項目	カジノ関連予算等を削り、<u>三国地域に、区役所分室、集会所、図書館、児童館などの施設を計画する。</u>
(回答) 区役所分室、集会場の建設にあたっては、敷地や建設費用確保等の問題があり、現在の財政状況の中では施設建設は大変困難であるため、その計画はしておりません。 (下線部について回答)	
担当	淀川区役所 総務課 電話：06-6308-9625

番号	一 2 2 - 1
項目	カジノ関連予算等を削り、<u>三国地域に</u>、区役所分室、集会所、<u>図書館</u>、児童館などの<u>施設を計画する。</u>
(回答) 市立図書館につきましては、これまで1区に1館順次建設を進め、既に全区で24館設置されております。淀川区においては、もと淀川区役所跡地等活用事業として、現在、十三地域に図書館を含む複合施設を建設中で、令和8年度中に完成・移転する予定です。 また、図書館から遠い地域には、自動車文庫「まちかど号」が月に1回程度巡回しており、淀川区内には自動車文庫ステーションが10ヶ所設置されています。 今後とも市立図書館の蔵書の充実とともに、中央図書館を基幹とする全市立図書館のオンラインネットワークを活用した効果的・効率的な運用、ウェブ上での電子図書館機能の充実に努め、サービスの一層の向上に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	教育委員会 中央図書館 利用サービス担当 (地域サービスグループ) 電話: 06-6539-3320

番号	一 2 2-1
項目	カジノ関連予算等を削り、三国地域に、区役所分室、集会場、図書館、<u>児童館</u>などの<u>施設を計画する。</u>
(回答) 本市では、児童館が果たしていた子育て支援及び児童健全育成機能を再編強化し、各区子ども・子育てプラザにおいて、子育てサークル・サロンへの情報提供及び活動の場の提供、児童の遊び場の提供、行事の開催、クラブ活動など、子育て活動の支援及び児童の健全育成に取り組んでいるところです。 (下線部について回答)	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（子育て支援グループ） 電話：06-6208-8112

番号	一 2 2-2
項目	三国東地区土地区画整理事業において、計画通りの公園を整備する。
(回答) 大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業は、平成 20 年 3 月に仮換地指定を行い、現在、積極的に建物の移転を進めており、道路、公園等の公共施設用地の確保ができた場所から順次整備を進めております。 公園整備につきましても、引き続き用地の確保を進めながら、区役所、建設局等の関係先と十分に協議調整を行い、整備を行ってまいります。	
担当	都市整備局 淡路・三国東土地区画整理事務所 電話：06-6399-1392

番 号	一 3 3-1
項 目	堤防が切れたときは、標高の表示だけでは想定される最悪時の浸水深さが分からないので、大潮時の潮位を付記する。大潮時の想定される潮位を認識することは防災意識を高めるのに役立つ。
(回答) 淀川区内においては、津波浸水及び河川氾濫が想定されています。そのため、区内の広報板において、広報板の設置場所ごとに想定される浸水深及び付近にある津波避難ビルを掲載した表示物を掲示しており、日頃からの区民のみなさまへの防災意識を高めることに役立つよう努めています。	
担当	淀川区役所 市民協働課 防災担当 電話：06-6308-9734

番号	一 3 3-2
項目	アンダーパスの非常ボタンを警察につながるようにする。 異常事態の通報を住民等に任せると、警察に遅滞なく100%届く保証がない。
(回答) アンダーパスに設置している非常ボタンについては、地域防犯施策にかかる市民協働の取り組みの一環として設置しています。地下歩道内の非常ボタンを押すと、防犯ベルが鳴動し、防犯表示灯(「地下道内異常発生 110 番へ」等)が点灯・鳴動する設備となっており、異常時に防犯設備が作動することにより、異常事態に気付いた付近の住民や通行者など警察へ通報することによる防犯対策を行っています。また、警察に対しても防犯設備設置施設への巡回パトロールを重点的に実施してもらいたいとの申し入れも行っています。 ご意見のように警察に直接連絡することになると、いたずらや故障に伴う誤連絡など運用面で課題が多くあるため、現在のところ、警察につなげるようにする予定はありません。	
担当	建設局 企画部 工務課道路公園設備担当 電話：06-6615-7261

番号	一 3 3-3
項目	淀の大放水路を早期に完成させるよう、市に求める。
(回答) 現在進めている区間の整備について着実に取り組むとともに、引き続き残りの区間の整備に向けて設計や調査などの準備を進め、継続的に事業を進めております。	
担当	建設局 下水道部 調整課 電話：06-6615-7594

番号	一 3 3-4
項目	新高、三津屋、田川、塚本、十三周辺などの津波避難ビルの設定を進める。また地域の防災訓練の際に、実際にビルへの立ち入りができるようにするなど、有事の際の実効性を高める。
(回答) 淀川区では、津波災害又は水害時における緊急一時避難施設として民間施設を津波避難ビルに指定しており、さらに指定を増やせるように随時募集しています。 さらに、学校や市営住宅も津波避難ビルとして指定しています。 また、地域の防災訓練については、役所では地域の実情や地域から出された意見などにより必要に応じて消防などの関係先とも連携を取りながら地域の訓練企画を支援しています。 今後も、地域の意見などを聞きながら実効性のある防災訓練になるよう取り組んでまいります。	
担当	淀川区役所 市民協働課 防災担当 電話：06-6308-9734

番号	一 3 3-5
項目	避難所にも活用される小学校体育館へのエアコン設置を進める
(回答) 令和6年能登半島地震をふまえ、避難所ともなる小学校の体育館への空調機整備に取り組んでいきます。整備にあたっては、平時の教育面からの視点もふまえ、教育委員会事務局の令和6年度予算において調査費用を計上したところです。 今後、教育委員会事務局をはじめとする関係部署と連携しながら、可能な限り早期の整備に向けて取り組んでいきます。	
担当	危機管理室 危機管理課（防災企画） 電話：06-6208-7379

番号	一 3 3-5
項目	避難所にも活用される小学校体育館へのエアコン設置を進める。
(回答) 令和6年能登半島地震をふまえ、避難所ともなる小学校の体育館への空調機整備に取り組んでいきます。整備にあたっては、平時の教育面からの視点もふまえ、教育委員会事務局の令和6年度予算において調査費用を計上したところです。	
担当	教育委員会事務局 総務課 施設整備課 電話：06-6208-9092

番号	一 3 3-6
項目	大阪市の「民間戸建住宅等の耐震診断・改修等補助制度」について、予算の増額と受付の通年化を大阪市に求める。
(回答) 本補助事業の予算については、近年の補助実績を踏まえながら必要な予算を確保し、予算が不足することなく本補助事業を実施しております。今後も市民の要望や市場の動向等を踏まえつつ、民間住宅の耐震化の促進に向け予算を確保してまいります。 次に本補助制度の受付について、耐震診断・設計や耐震改修工事等の補助金活用のためには、補助事業ごとに、まず申請者による補助金交付申請書の提出が必要となり、本市では公的書類や耐震診断書、耐震改修計画図等の審査を行います。本市での審査及び交付決定の後、申請者には耐震事業者と契約の上、補助事業に着手していただき、補助事業の完了後には実績報告書を本市に提出いただくこととしております。そのため、補助金交付申請書の提出から実績報告書の提出まで一定の期間を要することとなります。 また、本補助制度では、国の社会資本整備総合交付金や大阪府の大阪府震災対策推進事業補助金を活用しており、年度内に国及び府に対し活用した交付金の報告が必要であることから、事業完了後の申請者による実績報告書の提出についても 2 月末に期限を設けております。 こうしたことから、交付申請書の提出（受付）についても期限を設ける必要があり、耐震診断・設計は 12 月末に、耐震改修工事は 12 月半ばを期限としております。ただし、交付申請の前に行なっていただく事前相談については、期限を設けず対応しております。 今後とも、安全で安心して暮らせる住まい・まちづくりに向けて、引き続き、民間住宅の耐震化の促進に努めてまいります。	
担当	都市整備局 市街地整備部 住環境整備課(防災・耐震化計画) 電話:06-6208-9622

番号	一 3 3－7
項目	個別避難計画の策定を強力に推進する。
(回答) 令和３年５月に災害対策基本法の一部が改正され、個別避難計画の作成に取り組むことが自治体の努力義務となりました。 災害時の避難を円滑にするためにも日頃からの地域や関係機関での見守り活動が重要な役割を果たすことになります。 引き続き、個別避難計画の作成を推進するために、地域や関係機関の協力をいただきながら、取り組んでまいります。	
担当	淀川区役所 市民協働課 防災担当 電話：06-6308-9734

番号	一 3 3－8
項目	高齢者世帯等における家具の転倒防止器具設置作業の支援を事業化する。
(回答) 大阪市ホームページにて、家具類の転倒・落下・移動防止対策リーフレットを掲載するなど、それぞれの世帯において家具の転倒防止対策が進むようにしています。また、家の構造上、家具を固定できなくても、平時から自宅内の安全な場所を探しておくことや家具の転倒の危険がある場所で就寝しないことで圧死のリスクを減らすことができます。	
担当	淀川区役所 市民協働課 防災担当 電話：06-6308-9734

番 号	一 3 3-9
項 目	災害時の備蓄について、質、量ともに拡充を図る。特にトイレ関連、介護関連、女性関連、防寒関連の物品などを、最新の災害の知見に基づき強化する。同時に、備蓄量に限りがあることの広報を強化し、区民による備蓄の推進を図る。
(回答) 淀川区役所では、災害に備えて、食料や毛布、トイレなどの災害備蓄物資を区内 27 か所の各災害時避難所と区役所に備蓄しています。その内容はホームページでも公表していますが、その中でも、備蓄量には限りがあり、日頃から各自でも災害に備えた備蓄をお願いしています。また、ホームページでの掲載や配架している防災マップなどでも日頃から食料品や日用品を多めに備えておくローリングストックについて区民への理解や周知に取り組んでいます。	
担当	淀川区役所 市民協働課 防災担当 電話：06-6308-9734

番号	一 4 4-2		
項目	公園愛護会への補助復元など、公園の維持・管理予算を拡充する。樹木伐採については安全対策のためにやむをえないものに限定し、貴重な樹木を守ることに注力する。		
(回答) 公園愛護会につきましては、公園愛護会制度実施要綱に基づき、活動に必要となる経費に対し、1団体当たり公園面積に応じて年額6万円～8万5千円を公園愛護会へ交付しております。 公園の維持・管理予算につきましては、市民の方が安全・安心に公園をご利用いただけるよう、必要な予算の確保に努め、今後も公園の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。 公園樹は、都市に季節感や潤いをもたらし、都市のイメージを高めるとともに、生物の生息環境になるなど様々な機能を有しており、大きく育った公園樹は、本市の貴重な緑となっています。 しかし、長い年月をかけて生長した多くの樹木が大木化・老木化した結果、樹勢が衰えてきたものや、民有地への越境、公園施設の損壊など公園内外の安全に支障を来すおそれが生じています。 そこで本市では、市民の安全・安心の確保を目的として、公園樹の撤去・植え替えを行っています。高木の撤去後は、市民生活の安全、樹木の将来の健全な生長などを考慮したうえで、できる限り植え替えることで、都市の貴重な緑を確保してまいります。			
担当	建設局 公園緑化部 調整課(企画運営担当)	電話:06-6615-6767	
	建設局 公園緑化部 調整課	電話:06-6615-6689	
	建設局 公園緑化部 緑化課	電話:06-6615-6891	

番号	一 4 4－3		
項目	中学校区に1カ所以上のグラウンドを新設する。また、既存の公園・グラウンドを含め、水はけをよくするための各種対策を講ずる。		
(回答) グラウンドの新設につきましては、広いスペースの確保が必要であり、現在のところ淀川区で設置の予定はありません。 また、公園内の水はけの不良につきましては、長期間にわたる公園利用や雨水等に伴い、園内の土が削れたり締め固まったりすることにより発生することがありますが、公園の点検時に確認ができた場合や、利用者からご連絡をいただいたものについては順次土の補充等により改善を行っておりますので、対象の公園がございましたら、所管の公園事務所にご連絡していただきますようお願いいたします。			
担当	建設局 公園緑化部 公園課	電話:06-6615-6864	
	建設局 公園緑化部 調整課	電話:06-6615-6600	

番 号	一 4 4－4
項 目	公園遊具の更新・修繕加速について、建設局公園緑化部と協議する。
(回答) 区役所に対し、公園についてのお申し出があった際には、すみやかに建設局へ伝達させていただきます。	
担当	淀川区役所 政策企画課 電話：06-6308-9683

番号	一 4 4-5		
項目	新御堂筋東側の宮原1丁目、2丁目、東三国1丁目に公園を設置する。		
(回答) 大阪市では、これまで都市の貴重なスペースを確保し、市域全域の中で地域による配置の偏りがなるべく生じないように配慮しながら、都市公園の整備を進めてまいりました。 宮原1丁目、2丁目、東三国1丁目において、本市が新たに都市公園を整備する計画は現時点ではございませんが、今後も都市公園の配置状況等を踏まえながら、ニーズの多様化に対応した都市公園の整備（新設及びリニューアル）を順次進めてまいります。			
担当	建設局 公園緑化部 調整課		電話：06-6615-6689

番 号	一 5 5－1
項 目	すべての区民に公共施設に安価に通う権利を確保すると同時に、75 歳位以上の自動車免許返上を進めるため、財源も市に要求して、区役所、市民病院、区民センターなどに行ける公共交通を再建・拡充する。 例えば寝屋川市ではオンデマンドタクシー事業を実施し、定着・拡大している。
(回答) 淀川区では、平成 26 年度から福祉バスを運行してまいりましたが、運行形態については道路運送法上問題があると近畿運輸局より指摘を受けたことにより、平成 27 年 9 月末をもって運行を終了いたしました。 今後とも区民のみなさまのご意見やご要望を傾聴しつつ、関係する部署とも連携をとりながら地域の実情に即した区政運営に努めてまいります。	
担当	淀川区役所 政策企画課 電話：06-6308-9683

番 号	一 6 6－1
項 目	商店街を地域コミュニティの核と位置づけ、活性化の為に支援する。貸し手と借り手をつなぐマッチングの充実や、活性化の為にまちづくりコンサルタント活用への費用支援などを実施する。
(回答) 本市では、商店街等の集客力・販売力の向上に向けて、商店街の課題解決や活性化のサポートを行う専門家を「あきない伝道師」として無料で派遣し、その成果事例や経験の伝承及び実践的な取組等に対する支援を実施しています。 また、本市と一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会の連携した取り組みとして、同協会が運営する不動産情報検索サイト内に市内商店街等の空き店舗情報を集約した「大阪市商店街特集」ページを設け、空き店舗と入居者のマッチングを促進することで、空き店舗の解消を図り、商店街等の活性化につなげる取り組みを行っております。	
担当	大阪市経済戦略局 産業振興課 商業担当 電話：(06－6615－3781)

番号	一 6 6-2
項目	<u>急増している若年単身者世帯等と地域の独居老人をつなぐ施策を充実させ、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域の課題解決につなげる。建て替え待ちの市営住宅棟を低廉もしくは無料で事業者に貸し出し、地域コミュニティの核となる場所を多くつくるよう取組む。</u>
(回答) 若年単身者世帯等の地域活動に関わりの薄かった層に対して、地域コミュニティへの参加のきっかけとなるような地域活動の情報発信強化を今後も推進してまいります。 令和5年度には各地域活動協議会が、ICT を活用した地域活動や情報発信が実施できるよう、ICT の勉強会を実施しました。 今後も、SNS 等を活用し地域活動情報発信を強化するなど、若い世代の方々の地域コミュニティ参画につなげる支援を行ってまいります。 (下線部について回答)	
担当	淀川区役所 市民協働課 まちづくり担当 電話：電話：06-6308-9734

番 号	一 6 6－2
項 目	急増している若年単身者世帯等と地域の独居老人をつなぐ施策を充実させ、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域の課題解決につなげる。<u>建て替え待ちの市営住宅の部屋の低廉もしくは無料での事業者への貸し出しを強化し、地域コミュニティの核となる場所を多くつくるよう取組む。</u>
(回答) 市営住宅では、入居者の高齢化等によるコミュニティの沈滞化などの課題に対応するため、高齢者支援や子育て支援をはじめとした地域の活性化につながるコミュニティビジネスを行う NPO 等の団体に対し、活動拠点として市営住宅の空き住戸を提供する取組みを行っております。 なお、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき建替判定となった住宅につきましては、順次貸付停止を実施しており、貸付停止となった住宅においては、移転計画の進捗状況に応じて建替事業の着手を行っております。 引き続き、市営住宅建替事業にご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。 (下線部について回答)	
担当	都市整備局 住宅部 建設課 電話：06-6208-8424

番号	一 6 6 - 3
項目	町会等に参加していない世帯にも防災情報や地域イベント情報がいきわたるよう、スーパー、コンビニ、コインランドリー、駅などでの情報掲示を強化する。
(回答) 区民が気軽に防災知識を得られることを目的として令和４年３月にクイズ形式の防災啓発動画「令和の防災」を制作し、YouTubeにて視聴することができます。また、動画の視聴の呼びかけを区のX（旧ツイッター）にて都度発信しており、現在、視聴回数は４万回を超えました。 町会等に参加していない世帯についても情報がいきわたるよう、引き続き区広報誌やホームページ、SNS等を活用し強化してまいります。	
担当	淀川区役所 市民協働課 まちづくり担当 電話：06-6308-9734

番号	一 6 6 - 4
項目	共同利用施設（センター）、<u>地域町会会館や社会福祉会館、憩いの家などは、公正・公平に誰でも利用できるように区が助言する。利用促進に向けて、利用料金や申込方法などをわかりやすく周知するよう区が支援する。</u>
（回答） 地域町会会館等は管理運営委員会等において管理、運営等を行っており、利用規定を定め、公正・公平に利用いただいております。 （下線部について回答）	
担当	淀川区役所 市民協働課 まちづくり担当 電話：06-6308-9734

番号	一 6 6－6
項目	地域活動協議会の補助金の総額について、各地活協の意向を十分に取り入れ、必要な場合には地域コミュニティの活性化に資する形で増額を検討する。
(回答) 各地域活動協議会に交付している補助金の中で、より効率的な事業運営が行えるよう、今後も引き続き各地域活動協議会の意見等も取り入れながら対話を継続し、予算執行が適正にされているかどうかの確認に努めてまいります。	
担当	淀川区役所 市民協働課 まちづくり担当 電話：電話：06-6308-9734

番号	一 6 6 - 7
項目	区役所からのお知らせは、各連合長会や区政会議などから意見を募り、区民がより分かりやすい形式に改善する。
(回答) 区役所からのお知らせ・広報については、区民のみなさまのご意見も参考にしながら、より分かりやすいものとなるよう努めてまいります。	
担当	淀川区役所 政策企画課 電話：06-6308-9683 淀川区役所 市民協働課 電話：06-6308-9734

番 号	一 7 7-1
項 目	横断歩道など道路の白線が消えている所が多いので、予算を増やして早く補修する。
(回答) 本市では、市民の皆様が道路を安全・安心に通行していただけますよう、道路の維持管理に必要な予算を計上のうえ、区画線の状態を監視し、適宜良好な状態になるよう努めております。 なお、横断歩道などの交通の規制及び指示に関するものは道路標示といい、公安委員会が所轄しておりますので、所轄警察署へ情報提供するなど連携し、引き続き取り組んでまいります。	
担当	建設局 道路河川部 道路課 道路維持担当 電話:06-6615-6801 建設局 北部方面管理事務所 十三工営所 電話:06-6306-1881

番号	一 7 7-2
項目	スマートフォンを利用しながらの自転車運転、法令で定められた以上のアシスト力のある自転車の利用や、荷物配送の軽トラックによる路地での高速走行などの防止に向けた啓発を強化する。
(回答) 春・秋の全国交通安全運動の時期に合わせて、警察署長、区長をはじめ、各地域・各関係団体の主要メンバー参加の『交通事故をなくす運動淀川区推進本部会議』を開催し、その時々交通安全に関わるテーマに沿って、協力・要請など行っております。 引き続き、会議の開催並びに交通安全に関する意識の醸成を図ってまいります。	
担当	淀川区役所 市民協働課 防犯担当 電話：06-6308-9734

番号	一 7 7-3
項目	行政情報の発信について、X や LINE など SNS での情報発信を強化する。フォロワー数、登録者数の目標を設けるとともに、発信内容について区民からのフィードバックを行い、改善に努める。 なお、防災の観点から、登録については区民のみならず、区内で働き方や学ぶ方に向けても周知徹底を図る。
(回答) 淀川区役所における SNS を活用した情報発信は、平成 24 年 1 月から X (旧ツイッター)を開始し、令和 6 年 3 月 25 日時点でのフォロワー数は 5,975 人と、24 区中 1 位の数値となっています。 また、令和 3 年 5 月には、より幅広い層へ情報発信を行うため、Instagram のアカウントを開設し、令和 6 年 3 月 25 日時点でのフォロワー数は、624 人となっており、北区、住吉区に次ぐ数値となっています。 今後もフォロワー数等を注視しながら、区の情報発信ツールとして活用を継続してまいります。	
担当	淀川区役所 政策企画課 電話：06-6308-9683

番号	二 1 1-1
項目	公立保育所の夜間保育は、最低 1 ヶ所で実施する。
(回答) 公立保育所の開設時間につきましては、通常、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分（延長保育実施保育所は午後 7 時 30 分）までとなっており、北区にある大淀保育所については、利用者ニーズを勘案し、午後 10 時まで開設しております。現在、新たに夜間保育を実施する公立保育所はありませんが、今後も利用者のニーズに応じた保育所運営に努めてまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課（運営グループ） 電話：06-6684-9345

番号	二 1 1-2
項目	大阪市は淀川区について今後、保育要求の増加が見込まれるとしている。これに応えるために公立保育所を増設する。(少なくとも1箇所)。
(回答) 公立保育所につきましては、民間において成立している事業については民間に任せることとする市政改革の方針に基づき、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。 なお、公立保育所については、虐待や育児放棄の恐れがある児童、障がいのある児童、外国にルーツのある児童や保護者など、配慮や支援を必要とする児童や保護者を見守り、集団の中で共に育ちあう保育を推進するとともに、関係機関と連携しながら、配慮を要する児童や保護者を支援し、セーフティネットの機能を果たせるように、また、民間の教育・保育施設を支援する役割を果たせるように必要な箇所を存続したいと考えています。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 (運営グループ・再編整備グループ) 電話：06-6684-9345・9109

番 号	二 2 2-1
項 目	3 小学校（西中島、木川、木川南）の統廃合は、中止する。中止できない場合には、西中島小並びに木川南小の跡地活用は、近隣住民や事業者の意向を最大限踏まえ、防災や地域コミュニティの拠点として継続活用できるようにする。
（回答） （統廃合について） 大阪市では、今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、児童の教育環境改善の観点を第一に据え、行政が主体的に責任をもって解決を図る必要があることから、学校配置の適正化の基準と進め方について、教育委員会、総合教育会議での議論により、条例等で規定する方針を決定し、令和 2 年 4 月に学校配置の適正化にかかる条例が施行されたところです。 条例の内容については、小学校の規模を適正規模である 12 学級から 24 学級にするよう努める義務を教育委員会に課すること、また、適正規模を下回り、今後も適正規模になる見込みがない小学校について、学校再編整備計画を策定・公表すること、その計画には再編の実施時期、実施後の小学校の所在地やその他、教育委員会規則で定める事項を記載することとし、その計画等について、保護者等の意見を聴かなければならないと義務付けるものとしています。 学校配置の適正化の検討については、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、ニアイズベターの考え方のもとに、対象となる学校において計 9 回の住民説明会を行うなど、地域住民・保護者の方々の意見を反映した学校再編整備計画を作成し、令和 4 年 12 月に教育委員会会議において議決、策定いたしました。以降は年数回、学校適正配置検討会議を開催し、地域住民・保護者の方々から意見を聴取しつつ、学校再編整備計画の具体化を進めております。今後とも教育委員会と連携し、児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。 （跡地活用について） 再編整備後の西中島小学校及び木川南小学校の校地については、地域防災拠点機能及び地域コミュニティ機能を維持していくことを前提に、地域住民が参加する「校地活用検討会議」でのご意見も踏まえながら、活用方策の検討・策定を進めてまいります。	
担当	淀川区役所 保健福祉課 こども教育担当 電話：06-6308-9414 淀川区役所 政策企画課 電話：06-6308-9405

番号	二 2 2-2
項目	各学校、PTAから提出されているトイレ、プール、排水、手洗い場の改修工事問題を早急に解決する。特に和式トイレの洋式化を加速すべく、市当局と協議する。
(回答) トイレ、プール、排水、手洗い場の改善・整備につきましては、各学校から提出されます補修申請（要望）をもとに、現場調査のうえ必要性がある緊急性の高いものから順次補修を行っており、学校とも十分協議のうえ、適切に対応してまいります。 また、和式トイレの洋式化につきましても校舎の建替えや大規模改修によるトイレのリニューアル時に洋式便器にてトイレを整備することはもとより、建替えや大規模改修に至らない校舎のトイレにつきましても、和式便器から洋式便器へ取り替える改修を順次進めております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9091

番号	二 2 2－3
項目	小学校・中学校における転校については、子どもの意向を尊重し、不登校の解消に資する形で柔軟に対応する。
(回答) 区内に住所を有する児童生徒等就学校の指定は区長が行うこととなっております。 就学校の指定を変更する場合は、保護者の申し立てにより、「大阪市小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則」第 13 条に該当する事項については認められております。不登校状態となっている児童生徒においては個々の事情を丁寧に確認したうえで保護者や本人が転校を希望し、指定校が変わることで通学が可能と見込まれる場合は指定校変更が認められております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114

番号	二 2 2－4
項目	小学校・中学校における校則の内容を調査し、合理性を欠くものについては見直しを図る。 見直しにあたっては児童・生徒や保護者の意見を十分に尊重する。
(回答) 生徒指導提要には、校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものとされています。 また、その内容につきましては、児童生徒が自分事としてその意味を理解して主体的に校則を守るように指導していくことが重要であるとしております。 これらを踏まえ、教育委員会としましては、校則が時代の変化や社会通念に照らして必要かつ合理的なものとなっているか等の観点から、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、適宜点検、見直しを図るよう各学校へ通知しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	二 3
項目	市立3幼稚園の廃止・民営化はしない
(回答) 「民間において成立している事業については民間に任せる」という市政改革の基本的な考え方にに基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、市立幼稚園の民営化を進めることとしていますが、市立幼稚園としての今日的な役割についての再検証や、公としての役割を明確化したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を踏まえ、今後の進め方についての方針を示し取り組むこととしております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼稚園運営企画グループ） 電話：06-6208-8165

番号	二 4
項目	既設の淀川図書館について区役所跡地の図書館設置後、公共施設として残す。
(回答) 淀川図書館が淀川区役所跡地に移転した場合、現在の淀川図書館は用途廃止となりますが、用途廃止時点で建物の耐用年数が 20 年以上残る見込みとなっており、活用方針の決定については将来の図書館移転に伴う用途廃止手続きの中で本市の施設転活用のルールに沿って行うこととなります。	
担当	淀川区役所 政策企画課 電話：06-6308-9683

番 号	二 5 5－1
項 目	淀川区民センターについて大ホールに中扉をつける。
(回答) 淀川区民センターは老朽化が進んでおり、様々な個所の改修工事が必要な状況であることから、優先順位を付け計画的に取り組んでおります。 大ホール中扉の設置につきましても、今後検討してまいります。	
担当	淀川区役所 市民協働課 まちづくり担当 電話：06-6308-9734

番号	二 5 5－2
項目	駐車場台数の増加を図る。
(回答) 淀川区民センターにおける駐車場設置については、附置義務の算定上必要はないものの、利用者の利便性と余剰資源の有効活用の観点から、指定管理者が自主事業として令和5年11月より新たに3台の駐車場を設置しております。その他に身体障がい者用として1台駐車スペースを確保しております。 今後の駐車スペースの増加につきましては、設置スペースの確保が難しいため検討しておりません。	
担当	淀川区役所 市民協働課 まちづくり担当 電話：06-6308-9734

番号	二 6 6 - 1
項目	申請がなければ健診券を発行しないという生活保護世帯の健診手続きに鑑み、啓発を強化する。
(回答) 区生活保護担当では、40 歳から 64 歳で、直近 1 年に生活習慣病やがんによって医療機関を受診した経歴がなく、かつ入院・入所していない受給者を対象に啓発チラシを活用して勧奨を行っています。 また、65 歳以上の受給者世帯には啓発チラシの配付を行い周知しています。 引き続き、対象となる方への制度周知を行うとともに、未受診者への受診勧奨に努めてまいります。	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話：06-6208-8021

番号	二 6 6 - 2
項目	国民健康保険世帯の検診受診率向上に向けた取り組みを、淀川区としても推進する。
(回答) 特定健診の受診率向上に向けて、淀川区役所では新たに国民健康保険に加入された方への国民健康保険被保険者証送付時に周知ビラを同封、啓発記事や日程を区広報誌「よどマガ！」へ掲載、窓口サービス課保険年金担当窓口待合スペースに特定健診の案内を掲示しています。	
担当	淀川区役所 窓口サービス課 保険年金担当 電話：06-6308-9956

番号	二 6 6－3
項目	人口が多く面積も広い淀川区では、保健福祉センターを、1990 年代まで存在していた保健所に昇格させて、区民が身近に利用できるようにする。
(回答) 本市では、平成 12 年度から 1 保健所 24 保健センターの地域保健体制のもと、本市の公衆衛生の維持向上に取り組んでまいりました。 各区保健福祉センターにおいては、各種健康相談をはじめとする生活習慣病予防や子育て支援など市民ニーズに沿った保健事業の強化や、生活環境相談や生活環境学習会の開催など、住民に身近な保健サービスの充実に努めているところです。 市全域を所管する保健所では、情報部門や調査研究部門の強化を図るとともに、環境や食品衛生にかかる監視指導の実施や病院・診療所などに対する医療指導、新興・再興感染症に対する健康危機管理体制の強化など、広域的・専門的な保健衛生の拠点施設としての機能強化を図っています。 今後も各区保健福祉センターと保健所の役割分担と相互連携のもと、本市公衆衛生施策の充実に努めてまいります。	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951

番号	二 6 6 - 4
項目	無料低額診療制度や国民健康保険法第 44 条にもとづく一部負担金の減免措置について、周知徹底を図る。
(回答) 無料低額診療事業の周知については、本市ホームページのほか、市民の皆さんの暮らしに役立つ情報をまとめた生活ガイドブック「大阪市くらしの便利帳」に当該事業の概要に関する記事を掲載しています。また、実施医療機関の一覧を、一部負担金減免制度の周知ビラと合わせて区役所窓口を設置するなど、周知に努めています。 一部負担金減免制度の周知については、制度の説明を記載している「国保だより」を国民健康保険被保険者証の送付時に同封しているとともに、保険料決定通知書の裏面にも同様の記載を行っています。また、窓口サービス課保険年金担当窓口に常時周知ビラを設置し、窓口に来庁された方への周知にも努めています。	
担当	福祉局 総務部総務課 法人監理担当：06-6241-6540 淀川区役所 窓口サービス課 保険年金担当：06-6308-9956

番号	二 6 6－5		
項目	国民健康保険料等の滞納処分の執行停止措置を積極的に講ずる。		
(回答) 国民健康保険料収入の確保は単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。 保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。 保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しております。 それでもなお、特別な事情が無いにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押等の滞納処分を行っています。 また、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある場合など、地方税法の滞納処分の執行停止の要件に該当する場合は、関係法令に基づき滞納処分の執行を停止することとしております。			
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ）		電話：06-6208-9872

番号	二 6 6－5
項目	PFAS（有機フッ素化合物）汚染について区民への周知徹底を図るとともに、血液検査などの健康調査について大阪市としての対応を求める。
（回答） 大阪市では、市域における有機フッ素化合物について環境中の存在状況等を把握するため、令和３年度より、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）の調査を実施しております。調査結果につきましては、本市ホームページなどを活用して市民のみなさまに周知してきました。また、暫定的な指針値（PFOS 及び PFOA の合算値で１リットルあたり 50 ナノグラム以下）を超過したことが確認された井戸につきましては、井戸所有者（周辺の井戸を含む）を通じ、井戸水を飲用しないよう要請しています。 （ホームページ「フッ素化合物（PFOS、PFOA など）について」： https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000541388.html） （ホームページ「地下水汚染」： https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000064086.html） （下線部について回答）	
担当	環境局環境管理部環境管理課（水環境保全グループ） 電話：06-6615-7984

番号	二 7
項目	淀川区の歴史と文化に関する街頭表示板設置などを、さらに充実するようにする。
(回答) 本市では、大阪の歴史を考えるうえで重要な市内所在の史跡をより多く市民の方々に知っていただくため、史跡顕彰碑や顕彰パネルを設置しています。 淀川区内では上田秋成寓居跡・加島鑄銭所跡、十三渡し、三国の渡し跡、三津屋城跡伝承地、堀城跡伝承地の5つの史跡顕彰碑・パネルを建立、設置し、『大阪市の文化財』（大阪市教育委員会、1997年）といった出版物などで紹介しています。また、これらの史跡顕彰碑・パネルについては、大阪市ホームページ内の「大阪史跡顕彰碑」や「歴史の散歩道」でも紹介しております。 今後とも、市内所在の史跡などにつきまして、その普及啓発に努めていきたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 文化財保護課 電話：06-6208-9166

番号	三
項目	<u>共同利用施設（センター）、地域町会会館や社会福社会館、憩いの家などの運営において、政治集会などに貸さないという不公正な実態を正す。</u>
（回答） 共同利用施設（センター）は、大阪国際空港の着陸航路下の地域住民に与える騒音障害の緩和を目的として整備した施設です。本施設につきましては、地域の住民等が学習、集会、休養、保育等の用途で公正・公平に利用していただける施設であり、指定管理者が施設の使用許可業務を行っています。 本市としても、「大阪市立共同利用施設条例」に基づく施設使用許可にあたる審査基準を示すとともに同基準に則した利用がなされていることを確認しており、公正・公平な利用が確保されていると考えています。 （下線部について回答）	
担当	環境局 環境管理部 環境規制課 電話：06-6615-7941

番号	三
項目	共同利用施設（センター）、<u>地域町会会館や社会福祉会館、憩いの家などの運営は、公正・公平に誰でも利用できるように区が助言する。政治集会などに貸さないという不公正な実態を正す。</u>
（回答） 地域町会会館等につきましては、管理運営委員会等において利用規定を定め、公正・公平に利用いただいております。 （下線部について回答）	
担当	淀川区役所 市民協働課 まちづくり担当 電話：06-6308-9734

番号	三
項目	淀川区役所でのパートナーシップ宣誓受付を実施する。
(回答) 大阪市ファミリーシップ制度の宣誓受付については、宣誓者のプライバシーに配慮する観点から、個室対応が可能である大阪市人権啓発・相談センターにおいて一括して行っております。 また、当センターでは、専門相談員による人権相談窓口を開設しており、性的マイノリティ当事者の方から、人権に関するご相談があった場合にも、相談員にスムーズに引き継ぐことが可能となっております。 令和4年11月からは、宣誓希望者の利便性の向上を図るため、宣誓していただく予約時間の枠を拡大するとともに、オンライン予約及び Microsoft Teams や Zoom を活用したオンライン宣誓により、ご自宅等での宣誓手続きも可能となっております。 なお、「パートナーシップ宣誓証明制度」については、令和4年8月からパートナーシップ宣誓者の子や親を含めた「ファミリーシップ制度」に拡充しています。	
担当	市民局 人権啓発・相談センター 電話：06-6532-7631